ロ　［略］

ハ　物理的安全管理措置

(一)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置を明確にしていること。

(二)　［略］

(三)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う機器には、その盗難、紛失その他の事故を防止するため、必要な措置を講じていること。

ニ　技術的安全管理措置

(一)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置に、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。

(二)　可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。）の電子計算機又はその周辺機器への接続の制限に関する措置を講じていること。

(三)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の動作を記録していること。

［四・五　略］

［略］

［2・3　略］

（変更の許可の申請等）

第九条　［略］

2　［略］

3　法第七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第四条第二項第四号に掲げる事項の変更であって、次に掲げる以外のもの

イ　操作用無線設備等の場所の変更

ロ　操作用無線設備等の追加

二　法第四条第二項第五号に掲げる事項の変更であって、次に掲げる以外のもの

イ　受信設備の場所の変更

ロ　受信設備の追加

三　法第四条第二項第六号に掲げる事項の変更

四　法第四条第二項第七号に掲げる事項の変更

ロ　［同上］

ハ　物理的安全管理措置

(一)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備を明確にしていること。

(二)　［同上］

(三)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。以下この項において同じ。）には、その盗難、紛失その他の事故を防止するため、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の必要な物理的措置を講じていること。

ニ　技術的安全管理措置

(一)　衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備に、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。

(二)　可搬記憶媒体の電子計算機又はその周辺機器への接続の制限に関する措置を講じていること。

(三)　衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る電子計算機及び端末装置の動作を記録していること。

［四・五　同上］

［同上］

［2・3　同上］

（変更の許可の申請等）

第九条　［同上］

2　［同上］

3　法第七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

一　衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名の変更であって、役員又は使用人の変更を伴わないもの

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

二　申請者以外の者が操作用無線設備等又は受信設備の管理を行う場合のその管理を行う者の氏名又は名称の変更であって、当該管理を行う者の変更を伴わないもの

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］